

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程

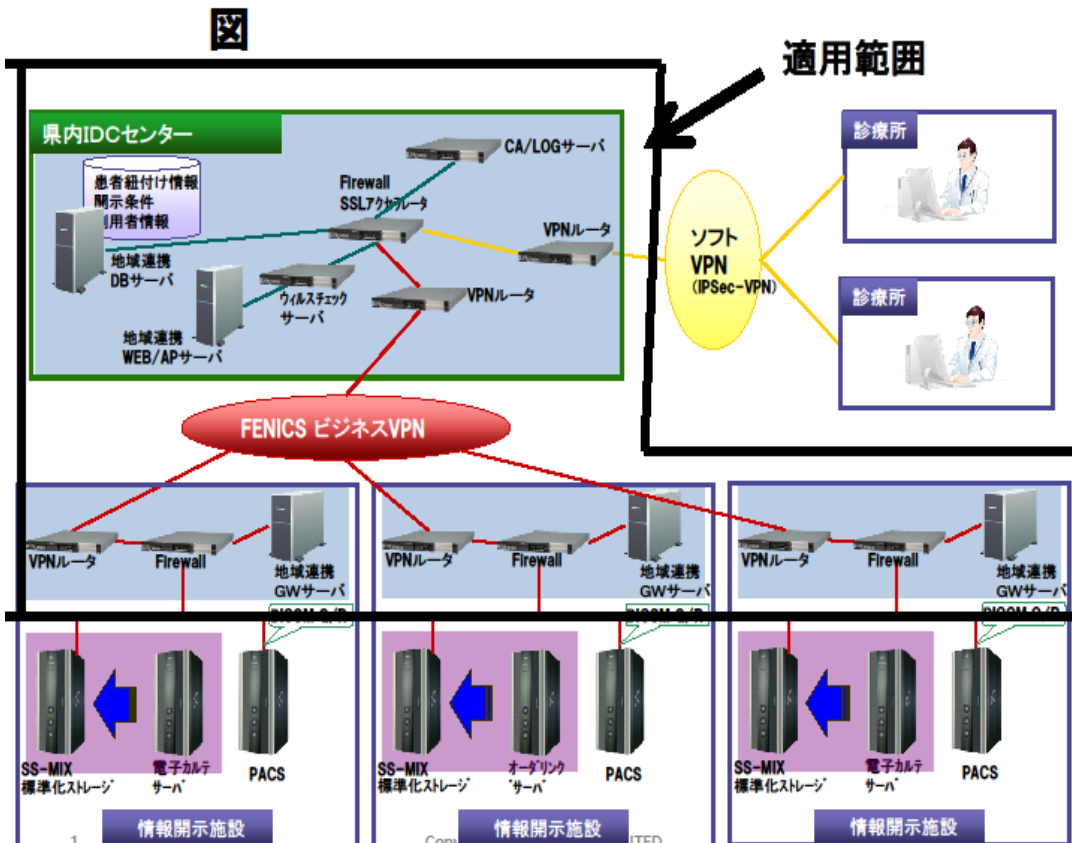
第1章 総則

第1条 (目的)

この運用管理規程は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を構成する機器及びこれらを利用した紹介連携システム・カルテ参照システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条 (名称及び適用範囲)

このシステムは「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」と称し、適用範囲は次図に示す範囲内の機器及びこれらを利用した紹介連携システム・カルテ参照システムとする。



第2章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの管理組織

第3条 (名称及び目的)

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の効率的な運用及び適正な管理は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会」(以下「協議会」という。)が行う。

第4条（役員）

協議会で、次の役員を決定する。

- （1）統括責任者 1名
 - （2）副統括責任者 1名
 - （3）システム管理責任者 若干名
- 2 統括責任者は、清水史郎静岡県立総合病院医療連携管理監とする。
- 3 副統括責任者及びシステム管理責任者は、協議会の委員のうちから協議会の同意を得て統括責任者が指名する。

第5条（統括責任者の業務）

統括責任者は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 統括責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な運用管理を図るため、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用者を制限又は禁止することができる。
- 3 統括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、協議会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、協議会の意見を聞くことができない場合は、事後において協議会に報告するものとする。

第6条（副統括責任者の業務）

副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故あるときは、その職を代行する。

第7条（システム管理責任者の業務）

システム管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な管理を行うためにシステムの管理を行う。

- 2 システム管理責任者は、利用者から新たな機器接続等の申出があった場合は、セキュリティの調査を行い許可するものとする。

第8条（管理センター）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の保守及び管理のため、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル管理センターを設置する。

- 2 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル管理センターは、システム管理責任者の命を受け、ネットワークの監視、定期的なデータのバックアップ等、システム管理責任者が行う業務の一部を代行する。
- 3 維持経費については、別途定める。

第9条（事務局）

事務局に関する事項については、統括責任者が別に定める。

第3章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル参加機関

第10条（参加機関管理責任者）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」参加機関に、システムの責任者として参加機関管理責任者を置く。

- 2 参加機関管理責任者は、その参加機関の代表者が任命する。
- 3 参加機関の代表者は、参加機関管理責任者を決定し、速やかに統括責任者及びシステム管理責任者に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

第11条（参加機関管理責任者の責務）

参加機関管理責任者は、施設内の「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

- 2 参加機関管理責任者は、運用管理規程を作成し、統括責任者に提出しなければならない。
- 3 参加機関管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちにシステム管理責任者に報告しなければならない。

第4章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの利用

第12条（利用施設）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用できる施設は、統括責任者が利用を認めた施設に限る。

第13条（接続機器）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用する施設の接続機器については、システム管理責任者が許可した機器に限る。

第14条（利用者）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用できる者（以下「利用者」という。）は、参加機関管理責任者が認めた者に限る。

第15条（利用権の設定）

システム管理責任者は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの利用に際しては、利用機関識別番号（利用機関コード）及び利用者ごとに専用の利用者識別番号（ユーザID）を付与し、利用権の管理を行う。

- 2 利用者は、利用者識別番号に係る暗証番号（パスワード）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。

第16条（利用者の責務）

利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用について、この規程のほか、システム管理責任者が定める細則及びこれに基づくシステム管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちに各機関の参加機関管理責任者に報告しなければならない。

第5章 ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの運用

第17条（個人情報保護法の遵守）

参加医療機関は、個人情報保護法を遵守するものとする。

第18条（患者の同意）

「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」において患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。

第19条（データの運用）

システム管理責任者は、サーバへのアクセス状況・稼働状況を定期的を確認し、データの保全状態の把握に努める。

- 2 システム管理責任者は、取得したアクセスログを定期的を検証し、問題がある場合は、速やかに統括責任者に報告する。
- 3 システム管理責任者は、データのバックアップを定期的を実施し、万一のトラブルに対応できるように管理する。

第20条（責任分界点）

システム管理責任者及び参加機関管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について、事故が生じないよう責任を持って管理しなければならない。

- 2 システム管理責任者の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。ただし、個別システムが別管理される場合、その個別システムの次に掲げる部分については、個別システムの管理者の責任により管理するものとする。

- (1) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」のサーバ（ハードウェア）
- (2) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」のシステム（ソフトウェア）
- (3) システム管理責任者側の通信回線
- (4) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」のサーバ内及び通信中のデータ

- 3 参加機関管理責任者の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 接続機器（参加機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等）
- (2) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用するためのソフトウェア（VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフト等）
- (3) 参加機関側の通信回線
- (4) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」からダウンロードしたデータ

第21条（データの研究利用）

利用者は、病診連携等の医療の向上のためにデータを研究目的に利用する場合には、統括責任者に申請し、許可を得なければならない。

2 総括責任者は、前項の申請に対しデータの利用を許可するに当たっては、協議会の意見を聞くものとする。

第22条（運行の停止及び制限）

統括責任者は、次に掲げる場合、機器等の運行の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。

- (1) 「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に障害が発生した場合
- (2) 機器等の増設、交換又は点検を行う場合
- (3) データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
- (4) データのバックアップ等「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の管理上の理由から必要と認められる場合

第23条（人材育成）

参加機関管理責任者は、利用者に対して安全管理に関する教育を実施する。

第24条（大規模災害時）

統括責任者は、大規模災害が発生した場合、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の通常の運用を停止又は一部制限することができる。

第6章 細則

第25条（細則）

この規程を実施するために必要な事項については、別に細則を定める。

附則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。